

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第471号)

平成18年10月12日

横 情 審 答 申 第 471 号

平 成 18 年 10 月 12 日

公立大学法人横浜市立大学

理事長 宝 田 良 一 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成18年5月11日研第29号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「下記の文書のうち、医学部ならびに医学部附属病院に係る部分

- (1) 平成12年度決算説明資料のうち、平成12年度受託研究受入状況及び
平成12年度奨学寄附金受入状況
- (2) 平成13年度決算説明資料のうち、平成13年度受託研究受入状況及び
平成13年度奨学寄附金受入状況
- (3) 平成14年度決算説明資料のうち、平成14年度受託研究受入状況
（表）及び平成14年度奨学寄附金受入状況（表）
- (4) 平成15年度決算説明資料のうち、平成15年度受託研究受入状況
（表）、平成15年度奨学寄附金受入状況（表）及び平成15年度民間機
関等との共同研究事業一覧表
- (5) 平成16年度決算説明資料のうち、平成16年度受託研究受入状況
（表）、平成16年度奨学寄附金受入状況（表）及び平成16年度民間機
関等との共同研究事業」

の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人横浜市立大学が、「下記の文書のうち、医学部ならびに医学部附属病院に係る部分 (1) 平成12年度決算説明資料のうち、平成12年度受託研究受入状況及び平成12年度奨学寄附金受入状況、(2) 平成13年度決算説明資料のうち、平成13年度受託研究受入状況及び平成13年度奨学寄附金受入状況、(3) 平成14年度決算説明資料のうち、平成14年度受託研究受入状況(表)及び平成14年度奨学寄附金受入状況(表)、(4) 平成15年度決算説明資料のうち、平成15年度受託研究受入状況(表)、平成15年度奨学寄附金受入状況(表)及び平成15年度民間機関等との共同研究事業一覧表、(5) 平成16年度決算説明資料のうち、平成16年度受託研究受入状況(表)、平成16年度奨学寄附金受入状況(表)及び平成16年度民間機関等との共同研究事業」を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「下記の文書のうち、医学部ならびに医学部附属病院に係る部分 (1) 平成12年度決算説明資料のうち、平成12年度受託研究受入状況及び平成12年度奨学寄附金受入状況、(2) 平成13年度決算説明資料のうち、平成13年度受託研究受入状況及び平成13年度奨学寄附金受入状況、(3) 平成14年度決算説明資料のうち、平成14年度受託研究受入状況(表)及び平成14年度奨学寄附金受入状況(表)、(4) 平成15年度決算説明資料のうち、平成15年度受託研究受入状況(表)、平成15年度奨学寄附金受入状況(表)及び平成15年度民間機関等との共同研究事業一覧表、(5) 平成16年度決算説明資料のうち、平成16年度受託研究受入状況(表)、平成16年度奨学寄附金受入状況(表)及び平成16年度民間機関等との共同研究事業」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、公立大学法人横浜市立大学(以下「実施機関」という。)が平成18年1月17日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2

月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号、第3号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、個人の氏名については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別される情報であることから、本号に該当し、非開示とした。

なお、異議申立人(以下「申立人」という。)は、ある国立大学法人で奨学寄附金の寄附者についてホームページで開示しているとして個人の氏名が本号ただし書アの「「公にすることが予定されている情報」と考えることも可能である」としているが、その大学が掲載した個人の意向について確認したかなど、その大学がホームページに掲載した経緯や前提も不明である。したがって、そのことをもって、個人の氏名が法令等の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報には該当するとはいえないため、本号ただし書アには該当しない。

また、申立人は、「大学医学部ならびに医学部附属病院で実施されている研究は、新しい治療法や新しい薬の開発など、まさしく人の生命、健康に直結する内容である。」としてただし書イとの関連で、個人の氏名の開示をすべきとしている。しかし、特許など知的財産権保護の観点から考えれば、医学部における新しい治療法や新しい薬の開発の研究についても、常に開示が義務付けられているとすれば、知財保護に必要な秘密保持事項が流失し、安心して研究を進めることができない。また、教員の研究内容自体は、今回氏名を開示している教員が自ら計画するものであるため、奨学金の寄附者等の個人の氏名は、ただし書イには該当しない。

(2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

本件申立文書のうち、法人等名称及び共同研究の研究名称については、法人等の研究開発・経営方針に係る情報であり、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

そもそも寄附を行うか否か、寄附を行うとしてどこへいくら寄附を行うかは、寄附を行おうとする法人等が自由に判断する事項であり、したがって、当該情報は、当該法人等の業務運営に係る機微な情報である。本件においては、既に寄附対象教員名及び寄附金額が開示されているので、寄附者名を公にすると、当該法人等の業

務運営上の内部情報が他の法人等に明らかになり、その結果、当該寄附者の経営戦略や経営内容が推測され、あるいは寄附の有無や当該寄附者の寄附額の多寡により社会的評価に不当な影響を及ぼし、更には同業者間の不要な競争があおられるなどの事態が生ずるおそれがあることは、否定できないと考えられる。

したがって、本号アに該当するため、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書のうち、個人の氏名、法人等名称及び共同研究の研究名称については、開示することにより、法人等との信頼関係が損なわれ、大学経營業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

実施機関の奨学寄附金、共同研究及び受託研究の受入れについては、これまで、個人の氏名、法人等名称及び共同研究の研究名称については、公表していない。また、公表していかどうか相手方の意向は聞いていない。以上のことから、奨学寄附金の寄附者や共同研究の申込者、受託研究の委託者としては、公表されていないことを前提として寄附の受納や共同研究、受託研究の契約をしている。今回、事前の確認もなく、個人の氏名、法人等名称及び共同研究の研究名称を公開すれば、相手方の意向を無視することになり、信頼関係が損なわれる。

信頼関係が損なわれた結果、寄附を控えたり、共同研究や受託研究の申込みが減少することが見込まれる。そのことにより、大学の研究資金が減少し、大学経営上支障が生じる。そのため、非開示とした。

さらに、横浜市立大学は、東京大学などの全国的な国立大学法人と異なり、地域に根ざした公立大学法人であり、市内及び近隣地域の企業等との連携は、国立大学法人とは異なる地域的なつながりの中で成立している。狭い範囲で、個人の氏名及び法人等の名称を開示することは、地域の限定された企業間での不要な競争をあおることになり、また、近隣他大学と企業との関係にも影響し、相手方との信頼関係を損ね、大学経營業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがある。そのため、受託研究及び共同研究はもちろん、奨学寄附金についても、相手方の意向を無視して、開示できないものと考え、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 実施機関は、条例第7条第2項第2号に該当するとして、個人の氏名を非開示としたが、この根拠規定には、ただし書で、個人情報であっても、開示すべき情報を列挙している。ただし書アの「公にすることが予定されている情報」について、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の政府解説書である「詳解情報公開法」（総務省行政管理局編）では、「将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む」と記している。つまり、実施機関が具体的に公表を予定していないとしても、同種の情報が公にされていれば、実施機関の保有する情報のみが開示できないという合理的な理由がない限り、開示されるべきであると解釈できる。ここでいう「個人」とは、奨学寄附金の寄附者である個人と考えられる。

奨学寄附金については、個人の氏名を含めた寄附者名、寄附金の名称、金額、研究代表者の役職・氏名のすべて記載した一覧表を自らのホームページで公開している国立大学法人がある。企業名だけでなく、個人名まですべて公にしている国立大学法人がある以上、「公にすることが予定されている情報」と考えることも可能である。実施機関は、公にしない合理的な理由を具体的に説明しなければならない。

また、ただし書イでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の開示を義務付けている。大学医学部及び医学部附属病院で実施されている研究は、新しい治療法や新しい薬の開発など、まさしく人の生命、健康に直結する内容である。研究が不適切な形で実施されていれば、人の生命、健康に害をもたらす危険すらある。

奨学寄附金とは、そのような研究を奨励する目的で、企業や個人が提供した資金である。国民の税金で支えられている公立大学法人である実施機関は、人の生命、健康にかかわる研究に、どのような企業等から、いくら資金提供を受けているか、市民に説明する義務がある。企業の名称はもちろん、寄附者が個人であっても氏名を明らかにすべきである。

(3) 実施機関は、条例第7条第2項第3号アに該当するとして、法人等名称及び共同研究の研究名称を非開示とした。しかし、条例の前文で「市民の知る権利を尊重」とうたっている以上、非開示にするには、相当な理由が必要である。つまり、当該

法人等の名称や共同研究の研究名称を開示することで、当該法人等にどのような不利益が生じるおそれがあり、その不利益がどれだけ社会的に説得力を持つ内容で、市民の知る権利を上回るものなのか、実施機関は、個別、具体的に立証しなければならない。

また、本号でも、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示しなければならないと規定している。

大学医学部及び医学部附属病院で実施されている研究は、人の生命、健康にかかわる内容である。国民の税金で支えられ、公的な機関である公立大学法人は、人の生命、健康にかかわる研究に、どのような企業、個人から、いくら資金提供を受けているか、市民に説明する義務がある。説明責任は、企業の利益よりも優先されるべきである。

研究名称だけでは、研究内容の詳細を表すものではなく、企業の知的財産権などを侵害するおそれは少ないと考えられる。もし、おそれがあるのなら、その部分のみを非開示とすべきである。

- (4) 申立人は、10以上の国立大学法人に、実施機関にしたものと同じ内容の開示請求をしているが、東北大、東京大、大阪大、九州大などは、民間企業の名称も開示している。一部には不開示はあるものの、かなり限定的である。これは、不開示にする利益と、開示する利益を個別に比較した結果であり、知る権利と企業等の権利擁護のバランスを考えた現実的な対応である。東北大学は、民間等との共同研究と受託研究については、相手方の民間企業の名称を含めて全面開示している。奨学寄附金については、自らのホームページで、寄附者（個人を含む。）、寄附金の名称、金額、研究代表者の役職・氏名のすべて記載した一覧表を公開している国立大学法人がある。国民への説明責任を果たそうとしているこれらの国立大学法人の姿勢は、高く評価できる。逆に、民間企業の名称や共同研究の研究名称を一律に非開示にする実施機関の対応は、市民の知る権利をないがしろにするもので、許されない。少なくない数の国立大学法人が、これらの情報を開示しているのに、実施機関ができない理由は何なのか。合理的な説明が必要である。

- (5) 実施機関は、条例第7条第2項第6号に該当するとして、法人等名称及び共同研究の研究名称を非開示とした。しかし、これはどのような根拠に基づくものなのか理解できない。なぜ、このような情報を開示すると、法人等の信頼関係が損なわれるのか、個別、具体的に説明すべきである。参考までに、奨学寄附金の受入状況に

ついて、寄附者（個人を含む。）、寄附金の名称、金額、研究代表者の役職・氏名のすべてを自らのホームページで公開している国立大学法人によると、公表を実施した以降も、企業との関係悪化や、寄附者の減少は生じていないとしている。実施機関の主張には説得力に欠けると言わざるを得ない。また、この国立大学法人は、ホームページで公表する理由について、「社会から疑念を抱かれないようにするため」としている。実施機関も見習うべきである。

近年、大学における国の科学研究費補助金の不正使用が相次いで明らかになっている。公的な科学研究費補助金だけでなく、民間企業からの受託研究、共同研究、奨学寄附金についても、新薬開発をめぐる名古屋大学教授と製薬会社との贈収賄事件（1999年3月31日に名古屋地裁で有罪判決）をはじめ、企業側から研究者側への不適切な資金提供が問題となった事例が過去にある。大学と企業との関係には国民の厳しい目が向けられている。奨学寄附金は、共同研究、受託研究のように資金の使途先が限定されないため、企業と研究者との癒着が、より発生しやすいと指摘されている。

したがって、大学側には、企業との産学協同の透明性を確保するとともに、それが健全な形で実施されていることを国民に説明する義務がある。

- (6) 開示、不開示を決めるに当たっては、開示することの利益と不開示にすることの利益を比較衡量し、どちらの利益が上回るかによって判断すると考えられている。

大学は、国民の税金で運営されている国立大学法人、公立大学法人はもちろん、税金から助成金が出ている私学も含めて、公共性の高い機関である。国民への説明責任を有している。

知的財産権など企業の権利をすべて否定するつもりはないが、国民への説明責任を有する国公立大学法人に寄附金を提供したり、共同・受託研究を実施したりした場合は、おのずと制限されるのは明らかである。大学での研究は利益を追求することが目的ではなく、民間企業同士の契約と同列に扱うことは許されない。企業の利益よりも、大学の公共的な役割、それに伴う説明責任が優先されるべきである。企業側にしても、民間企業同士の契約とは違って、大学との場合は自らの利益よりも大学の公共的な役割、それに伴う説明責任のほうが優先されることは自覚しているはずだし、自覚すべきであると考え。本件申立文書は、人の生命や健康にかかわる内容であり、資金を提供した企業の名称や個人の氏名を含めて公にされるべき情報である。大学と企業の不適切な関係が相次いで明らかになっている中、その関係

の透明化をはかるためにも、企業名を開示することの公益上の必要性は高まっている。

(7) 実施機関は、共同研究や受託研究について「公表されないことを前提としている」と主張している。しかし、その「公表されないことを前提としている」こと自体の是非が問われているのである。これまでの通例で開示していないことをもって、非開示を前提とすることは許されない。前提とするには、合理的な理由が求められる。

(8) 奨学寄附金は、共同研究、受託研究のように、知的財産権にかかわる問題は生じない。実施機関は「地域の限定された企業間での不要な競争をあおる」と主張しているが、これは業界側が襟をただせば済む問題であり、国民の知る権利を制限するものではない。

実施機関は「相手方との信頼関係を損ね、大学経営業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがある」としているが、開示している東北大学や東京大学や大阪大学などは、開示によって相手方との信頼を損ね、大学の経営業務の適正な遂行に著しい支障が生じていることはないと思われる。開示の先例が、実施機関の主張に説得力がないことを裏付けている。「地域に根ざした公立大学法人」であることが、実施機関のみに、著しい支障を生じさせるとは考えられない。

奨学寄附金は、大学と企業との関係を示しており、政治家における政治献金と似ている。ただ、政治献金は、年間5万円を超す寄附金、20万円を超すパーティー券収入があった場合、献金者や金額などを収支報告書で公表するよう、政治資金規正法で義務づけられている。政治家が公表しているのに、国民の生命、健康にかかわる研究・治療をしている医学部及び医学部附属病院が、利害関係にある製薬会社からの寄附金の実態を隠しておいていいはずがない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

実施機関では、公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程（平成17年3月31日までは横浜市立の大学における研究費の取扱いに関する規程。以下「規程」という。）を定め、共同研究費、受託研究費及び奨学寄附金を受け入れている。

共同研究とは、外部から研究者及び研究経費を受け入れ、共通の課題について共同して行う研究であり、受託研究とは、外部からの委託を受けて委託者の負担する

経費を使用して実施する研究である。また、奨学寄附金とは、実施機関の教育・研究を奨励するための寄附金である。

本件申立文書は、平成12年度から平成16年度までの決算説明資料の一部であり、医学部及び医学部附属病院に係る共同研究費、受託研究費及び奨学寄附金の各年度（共同研究費については平成15年度及び平成16年度）の受入状況の一覧表である。平成15年度民間機関等との共同研究事業一覧表及び平成16年度民間機関等との共同研究事業（以下「共同研究一覧表」という。）には、研究名称、申請会社名（申込者社名）、担当教員、経費、種類等が記録されており、平成12年度受託研究受入状況、平成13年度受託研究受入状況、平成14年度受託研究受入状況（表）、平成15年度受託研究受入状況（表）及び平成16年度受託研究受入状況（表）（以下「受託研究一覧表」という。）については、受入月、担当教員、研究委託者、受託金額等が記録されており、平成12年度奨学寄附金受入状況、平成13年度奨学寄附金受入状況、平成14年度奨学寄附金受入状況（表）、平成15年度奨学寄附金受入状況（表）及び平成16年度奨学寄附金受入状況（表）（以下「奨学寄附金一覧表」という。）については、受入月、担当教員、寄附者、寄附金額等が記録されている。このうち、実施機関は、共同研究一覧表の研究名称欄のすべて及び申請会社名（申込者社名）欄の法人等（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下同じ。）の名称（平成15年度の共同研究一覧表については法人等の所在地も含む。）、受託研究一覧表の研究委託者欄の法人等の名称並びに奨学寄附金一覧表の寄附者欄のすべてを非開示としている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書イでは、本号本文に該当する個人に関する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、開示しないことができる情報から除くと規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録された個人の氏名については、個人に関する

情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから本号に該当するとして非開示としている。

ウ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、実施機関が非開示とした情報のうち、平成13年度から平成16年度までの奨学寄附金一覧表の寄附者欄に個人の氏名が含まれていることが認められた。当該情報は奨学寄附金の寄附者である特定個人の氏名であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

申立人は、大学医学部及び医学部附属病院で実施されている研究は新しい治療法及び薬の開発など人の生命又は健康に直結するので、当該情報は本号ただし書イに該当すると主張するが、奨学寄附金を寄附した個人の氏名が人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められない。

(3) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録された法人等の名称及び共同研究の研究名称については、法人等の研究開発・経営方針に係る情報であって、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから本号アに該当するとして非開示としている。

ウ 規程第4条では、「共同研究は、本学の自主性及び主体性の下に、民間機関等から研究者及び研究経費を受入れ、共通の課題について共同して研究を行うことにより、本学が地域への貢献を果たすとともに、産学連携の推進によって経済の活性化を図ることを目的とする」と規定している。また、実施機関が示している共同研究契約書の雛形では、共同研究の結果得られた成果のうち秘密である旨の表示が付された書面等の秘密保持義務が規定されており、研究成果の公表についても秘密保持義務を遵守し、相手方の了解を得た上で行うこととされている。

このように、共同研究においては、地域への貢献を果たすために研究成果の公表が求められている一方で、研究主体である法人等が共同研究の成果から正当な利益を得られるよう秘密事項の保護を図ることも重視されている。

ところで、共同研究一覧表では、担当教員名及び研究経費が既に開示されており、実施機関により公表されている所属教員の研究課題、研究内容等の情報と照合することにより、どのような共同研究が行われているかを推測することが可能である。共同研究は、実施機関が法人等から研究者及び研究経費を受け入れ、実施機関と法人等との共通の課題について共同して研究を行うものであるため、どのような共同研究が行われているのかが明らかとなると共同研究の相手方の法人等が取り組んでいる課題を推測することが可能であり、ひいては当該法人等の経営戦略などの内部情報を推測し得ることとなると考えられる。

また、共同研究が専門的な分野において行われるものであることを考慮すると、研究名称は、専門的研究の着眼点が明らかとなる情報であり、他の法人等にとっては技術開発の参考となる情報であるといえ、共同研究の相手方である法人等の企業秘密に該当すると考えられる。

一方、共同研究契約書の雛形において秘密情報とされているのは秘密である旨の表示が付された書面等であるため、共同研究における法人等の秘密の範囲は、個々の研究によって異なっており、共同研究の相手方、研究テーマ、概要等が公表されている例も認められる。しかし、このような公表は、共同研究契約書の雛形で示されているとおり、相手方法人等の了解を得て行われるものであり、本件においては公表の了解を得ていないと実施機関が説明しており、この説明を否定すべき事情も認められないものである。このため、本件の共同研究一覧表の共同研究を公表されている事例と同様に扱うことは適当ではない。

以上の観点から本件の共同研究一覧表についてみると、共同研究の性質上、相手方である法人等の名称及び法人等に係る共同研究の研究名称については、公にすることにより、当該法人等が取り組んでいる課題が明らかとなる等により、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められる。また、法人等の所在地についても、法人等の名称を推測できる情報であるため、同様といえる。

しかし、共同研究の研究名称については、法人等に係る研究のほか、独立行政法人等並びに独立行政法人等が権利及び義務を承継した特殊法人に係る研究の名

称も実施機関は非開示としている。これらについては、本号でいう法人等に独立行政法人等が含まれないため、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められない。

また、申立人は、大学医学部及び医学部附属病院で実施されている研究は新しい治療法及び薬の開発など人の生命又は健康に直結するので、当該情報は本号ただし書に該当すると主張するが、共同研究を行った法人等の名称及び研究名称が人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報であるとまではいえない。

したがって、共同研究一覧表の申請会社名（申込者社名）欄に記録された法人等の名称・所在地及び研究名称欄に記録された法人等に係る研究名称については本号アに該当するが、研究名称欄に記録された独立行政法人等並びに独立行政法人等が権利及び義務を承継した特殊法人に係る研究名称については本号に該当しない。

エ 受託研究は、法人等からの委託を受けて行う研究であり、規程第12条において「本学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障を及ぼすおそれのないものでなければならない」と規定されている。

また、共同研究の場合と同様に、実施機関が示している受託研究契約書の雛形において、受託研究の結果得られた成果のうち秘密である旨の表示が付された書面等の秘密保持義務が規定されており、研究成果の公表についてもこの秘密保持義務を遵守し、相手方の了解を得た上で行うこととされている。

このように、受託研究においては、実施機関の教育・研究への意義が求められている一方で、研究主体である法人等が受託研究の成果から正当な利益を得られるよう秘密事項の保護を図ることも重視されている。

ところで、受託研究一覧表では、担当教員名及び受託金額が既に開示されており、実施機関により公表されている所属教員の研究課題、研究内容等の情報と照合することにより、どのような受託研究が行われているかを推測することが可能である。受託研究は、法人等からの委託を受け、委託者の経費負担により行うものであるため、どのような受託研究が行われているのかが明らかとなると委託者である法人等の課題を推測することが可能であり、ひいては当該法人等の経営戦略などの内部情報を推測し得ることとなると考えられる。

このような受託研究の性質から委託者である法人等の名称については、共同研

究の相手方の法人等の名称と同様に、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められる。

したがって、受託研究一覧表の研究委託者欄に記録された法人等の名称については、本号アに該当する。

オ 奨学寄附金は、規程第16条において、実施機関の「教育・研究を奨励するための寄附金であり、教育・研究のための経費に充てるために受入れる」ものとされ、規程第17条では、実施機関の「教育研究上支障があると認められる制約条件等が付された奨学寄附金は、受入れることができない」とされている。また、規程第26条第2項では「奨学寄附金による研究成果は、公表できるものとする」と規定されており、規程第3号様式の奨学寄附金申込書においては注意事項として「本奨学寄附金による研究成果の公表は、原則として公表できるものとします」と明記されている。

このように奨学寄附金は、実施機関が主体的に行う教育・研究を財政的に支援するものであるため、共同研究及び受託研究とは異なり、寄附者である法人等の課題に応じて研究が行われるものではない。このため、奨学寄附金により行われた研究内容から寄附を行った法人等の課題を推測し得るとはいえず、寄附者である法人等の名称が公になったとしても、当該法人等の経営戦略などの内部情報が推測され得るものではない。

したがって、奨学寄附金一覧表の寄附者欄に記録された法人等の名称を開示しても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められず、本号に該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号本文では、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録された個人の氏名、法人等の名称及び共同研究の研究名称については、開示することにより、法人等との信頼関係が損なわれ、大学経営業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本件申立文書のうち、共同研究一覧表の申請会社名（申込者社名）欄に記録された法人等の名称・所在地及び研究名称欄に記録された法人等に係る研究名称、受託研究一覧表の研究委託者欄に記録された法人等の名称並びに奨学寄附金一覧表の寄附者欄に記録された個人の氏名については、前記(2)及び(3)で述べたとおり、条例第7条第2項第2号又は第3号アに該当するため開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

エ 共同研究一覧表の研究名称欄に記録された独立行政法人等並びに独立行政法人等が権利及び義務を承継した特殊法人に係る共同研究の名称については、これまで実施機関が公表していなかったことをもって、当該情報を開示することが、独立行政法人等との信頼関係を損ない、実施機関の大学経営業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすこととなるとは認められない。実施機関はこのほかに特段の主張をしていないことから、当審査会としては当該情報を非開示とすることが妥当であると判断することはできない。

オ 奨学寄附金一覧表の寄附者欄に記録された法人等の名称については、前記(3)オで述べたとおり、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められないものであり、このような情報の公表によって、法人等との信頼関係を損なうこととなり、実施機関の大学経営業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

カ したがって、共同研究一覧表の研究名称欄に記録された独立行政法人等並びに独立行政法人等が権利及び義務を承継した特殊法人に係る研究名称並びに奨学寄附金一覧表の寄附者欄に記録された法人等の名称は、本号に該当しない。

なお、独立行政法人等については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図ることが求められているが、条例第7条第2項第6号オでは、独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのある情報については非開示とすべき情報として規定されている。本件においては、実施機関はこの点に係る主張をしていないが、共同研究一覧表に記録された共同研究の研究名称については、専門的研究の着眼点が明らかとなる情報であることから、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることも考えられる。このような場合においては、実施機関としては、非開示情報に該当するか否かを慎重に判断するために、独立行政法人等の意見を聴取するなど条例第

15条の第三者照会の規定に準じた手続をとることについても留意すべきであると考ええる。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分については開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号及び第3号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表 実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が開示すべきと判断した情報

| 文書名 | 開示すべき情報 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 平成15年度民間機関等との共同研究事業一覧表 | 7段目及び10段目の研究名称 |
| 平成16年度民間機関等との共同研究事業 | 11段目、20段目及び24段目の研究名称 |
| 平成12年度奨学寄附金受入状況 平成13年度奨学寄附金受入状況 平成14年度奨学寄附金受入状況（表） 平成15年度奨学寄附金受入状況（表） 平成16年度奨学寄附金受入状況（表） | 寄附者欄に記録された法人等の名称 |

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|------------------------------------------------------|--------------------------|
| 平成18年5月11日 | ・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 |
| 平成18年5月19日 (第22回第三部会) 平成18年5月24日 (第84回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成18年5月25日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成18年5月25日 (第85回第一部会) | ・諮問の報告 ・審議 |
| 平成18年6月8日 (第86回第一部会) | ・審議 |
| 平成18年6月22日 (第87回第一部会) | ・実施機関から事情聴取 ・審議 |
| 平成18年7月13日 (第88回第一部会) | ・審議 |
| 平成18年7月27日 (第89回第一部会) | ・審議 |
| 平成18年8月10日 (第90回第一部会) | ・審議 |
| 平成18年8月24日 (第91回第一部会) | ・審議 |
| 平成18年9月14日 (第92回第一部会) | ・審議 |